

問 題 J A の共済事業に関する説明のうち、最も適切なものはどれか。次の①～③のなかから一つ選びなさい。

- ① J A の共済事業は、農業基本法が制定された翌年に開始され、今や、保険・共済事業で大きな地位を占めるようになっている。
- ② J A の共済事業は、農協法を根拠とし、保険業法に基づいて事業を実施している。
- ③ J A の共済事業は、事業実施当初から生命保障と損害保障を提供している。

(24 年度・全国統一初級・J A 基礎)

1 **解 答** ③ (難易度：易)

2 **解 説** 共済事業は、協同組合保険
3 (協同組合が行う民間の保険に相当す
4 る事業) といわれ、組合員やその家族
5 または地域の人びとの病気や災害など、
6 さまざまなリスクに対する保障を提供
7 し、生活の安定と将来の安心をはかる
8 事業である。

9 この事業は、民間の保険事業とは異
10 なり、組合員をはじめとした特定多数
11 を対象にしており、相互扶助 (助け合
12 い) の理念のもと、非営利事業として
13 実施されている。

14 J A の共済事業は、農協法が制定さ
15 れた翌年の 1948 (昭和 23) 年に開始
16 され、今や、保険・共済業界で大きな
17 地位を占めるようになっている。

18 J A 共済が民間保険と異なる点は、
19 民間保険は商法を根拠とし、保険業法
20 に基づいて実施されるのに対し、J A
21 共済は、組織法であり業法でもある農
22 協法 (具体的には共済規定) を根拠と
23 し、生命保障 (生保) と損害保障 (損
24 保) の両方を事業実施当初から提供し

25 ていることである。

26 一般の民間保険は、保険業法によつ
27 て生保と損保の兼営が禁じられていた
28 が、1996（平成 8）年の法改正によつ
29 て、生保・損保の子会社方式による相
30 互参入が認められるようになった。

31 J A 共済が農協法、民間保険が保険
32 業法というように、両者のよって立つ
33 業法が異なるのは歴史的なものであり、
34 こうした事態に立ち至ったことに対し
35 て J A（協同組合）の責任はない。

36 歴史的に見ると、戦前の時代から農
37 村産業組合は保険事業へ進出したいと
38 の強い要望があり、その要望を全国大
39 会のたびに決議し提出してきたが、い
40 ずれもが保険業界の反対にあつて、実
41 現することはなかった。

42 その中でただ一つ実現したのが、整
43 理必至とされた大東海上火災、大福海
44 上火災の合併による新会社設立に際し
45 て、産業組合関係者による当該会社の
46 株式取得と経営参加であった。戦時中
47 の 1942（昭和 17）年に行われた共栄
48 火災海上保険株式会社（のちに相互会
49 社に変更）の設立がこれである。

50 戦後になっても協同組合の保険分野
51 への進出は悲願のまま残っており、
52 1946（昭和 21）年に金融制度のあり
53 方を検討するために大蔵省に設置され
54 た金融制度調査会においても、協同組
55 合保険の問題が議論された。

56 協同組合保険を公認すべしという論
57 陣を張ったのが賀川豊彦らであったが、

58 大蔵省の意向もあって失敗におわった。
59 共済は共済で個別の協同組合法、具体
60 的には農業協同組合法、水産業協同組
61 合法、中小企業等協同組合法、消費生
62 活協同組合法の中に共済規定が盛り込
63 まれ、それに従うこととなった。

64 こうした中で先陣を切ったのが北海
65 道共済連の設立である（昭和 23 年）。
66 この動きを全国的に拡大するために全
67 共連が設立された（昭和 26 年）。これ
68 と前後して長野および神奈川の共済連
69 が設立され、昭和 33 年にはすべての
70 都道府県で共済連が設立された。

71 今般の T P P 交渉では、共済への攻
72 撃が激しい（と推測される）。アメリカ
73 の要求は、個別法の共済規定が不透明
74 であり、これを改め、共済を一般の保
75 険業法に従うものにせよというもので
76 ある。これに加えて、協同組合の優遇
77 税制の廃止、金融庁監督下での一元化、
78 保険契約者保護機構への資金拠出の義
79 務化なども要求している。

80 こうした要求は、協同組合原則に基
81 づく非営利の相互扶助事業である共済
82 の根本を揺るがすことになるかと危惧さ
83 れる。と同時に、かんぽ生命、共済を
84 強くけん制しながら、医療保険やがん
85 保険の分野で強みを持つアメリカ発の
86 保険会社の更なる競争力強化をねらっ
87 たものと理解される。

88 ちなみに、J A 共済は、2004（平成
89 16）年の農協法改正において、共済金
90 などの支払能力（ソルベンシー・マー

91 ジン) の状況が適当であるどうかの基
92 準を定めるとともに、支払能力の充実
93 の状況に応じて、行政庁が監督上必要
94 な命令をくだせるようにした。

95 また、責任準備金など諸準備金を積
96 み立てる規定、共済經理人をおく規定
97 なども整備し、全体として J A 共済の
98 規定は保険のそれとほぼ同等なもの
99 になった。すなわち J A 共済と保険とは
100 イコール・フッティングがほぼ成立し
101 ている。これ以上の要求は「共済つづ
102 し」のほか何物でもない。(石田正昭^{いしだまさあき})

103

104

105

106

107 122 行×17 字

108 (9+1) ×2=20 行

109 122 行-20 行=102 行

110